

スイス及びリヒテンシュタインにおける新型コロナウイルス感染者数等及びスイス鉄道の運行制限緩和（4月17日）

【ポイント】

- 4月17日08:00時点、スイス及びリヒテンシュタインにおける感染者数等
- スイス各州の感染者数
- スイス鉄道の運行制限緩和（4月27日以降）

【本文】

1 4月17日08:00時点（スイス連邦内務省保健庁発表）、スイス及びリヒテンシュタインにおける感染者数等は以下のとおりです。

（1）スイス

- ・累計感染者数：26,997人（前日比+346人）
- ・累計死者数：1,058人（前日比+42人）

（2）リヒテンシュタイン

- ・累計感染者数：81人（前日比±0人）
- ・累計死者数：1人（前日比±0人）

2 スイス各州の感染者数

- （1）アルガウ州：955人
- （2）アッペンツェル・インナーローデン準州：19人
- （3）アッペンツェル・アウサーローデン準州：74人
- （4）ベルン州：1,555人
- （5）バーゼル・ラント準州：824人
- （6）バーゼル・シュタット準州：1,053人
- （7）フリブルー州：936人
- （8）ジュネーブ州：4,634人
- （9）グラールス州：107人
- （10）グラウビュンデン州：737人
- （11）ジュラ州：189人
- （12）ルツェルン州：582人
- （13）ヌーシャテル州：592人
- （14）ニトヴァルデン準州：107人
- （15）オプヴァルデン準州：57人
- （16）ザンクトガレン州：684人
- （17）シャフハウゼン州：60人
- （18）ソロトゥルン州：321人
- （19）シュヴィーツ州：255人
- （20）トゥールガウ州：298人
- （21）ティチーノ州：2,959人

- (22) ウーリ州：70人
- (23) ヴォー州：5,031人
- (24) ヴァレー州：1,681人
- (25) ツーク州：142人
- (26) チューリッヒ州：3,074人

(関連)

○スイス連邦内務省保健庁

新型コロナウイルス：スイス及び国際状況（随時更新）

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/situation-schweiz-und-international.html>

3. スイス鉄道（SBB CFF FFS）運行状況

4月16日、スイス鉄道は、4月26日までは現行の間引き運行を継続し、4月27日からは段階的に通常運行に戻していく旨を発表しました。

詳しくは、以下のホームページをご確認下さい。

スイス鉄道のコロナウイルスに係る制限（4月16日時点）

<https://news.sbb.ch/artikel/95750/coronavirus-grosse-einschraenkungen-im-bahnverkehr>（ドイツ語）

<https://news.sbb.ch/artikel/96331/coronavirus-severe-restrictions-to-swiss-rail-travel>（英語）

(参考)

○在スイス日本国大使館

・新型コロナウイルス感染症特設ホームページ（随時更新）

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html

・各州における新型コロナウイルス感染症関連情報

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00066.html

○在ジュネーブ領事事務所

（ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州）

https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00065.html

○外務省（海外安全ホームページ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○法務省（海外からの入国や入国審査に関する情報）

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

○厚生労働省（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#Q&A

○在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

・在留届（3か月以上滞在する方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

・「たびレジ」（3か月未満の旅行や出張などの方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

（ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方）

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html